旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学病院規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院規程(平成16年旭医大達第84号)の一部について、下表右欄(「現行」欄)を同表左欄(「改正後」欄)のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

	<u>然下級部分は、以正固別を小り。</u>
改正後	現行
(略)	(略)
(診療科)	(診療科)
第4条 本院に、診療科(以下「科」という。)を置く。	第4条 本院に、診療科(以下「科」という。)を置く。
2 科に必要に応じて領域を置く。	2 科に必要に応じて領域を置く。
3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。	3 本院に置く科及び科に置く領域は次のとおりとする。
内科(循環器・腎臓,呼吸器・脳神経,内分泌・代謝・膠原病,	内科(循環器・腎臓、呼吸器・脳神経、内分泌・代謝・膠原病、
消化器,血液)	消化器,血液)
精神科神経科	精神科神経科
小児科	小児科
外科(血管・呼吸・腫瘍,心臓大血管,肝胆膵・移植・消化管)	外科(血管・呼吸・腫瘍,心臓大血管,肝胆膵・移植 <u>,</u> 消化管)
整形外科	整形外科
皮膚科	皮膚科
泌尿器科	泌尿器科
眼科	眼科
耳鼻咽喉科・頭頸部外科	耳鼻咽喉科・頭頸部外科
産科婦人科	産科婦人科

放射線科

麻酔科蘇生科

脳神経外科

歯科口腔外科

救急科

リハビリテーション科

病理診断科

形成外科

(略)

附則

<u>この規程は</u>, 令和7年11月13日から施行し, 令和7年11月1日から適 用する。

【改正理由】

外科学講座の改組に伴い、所要の改正を行うものである。

放射線科

麻酔科蘇生科

脳神経外科

歯科口腔外科

救急科

リハビリテーション科

病理診断科

形成外科

(略)